

大山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

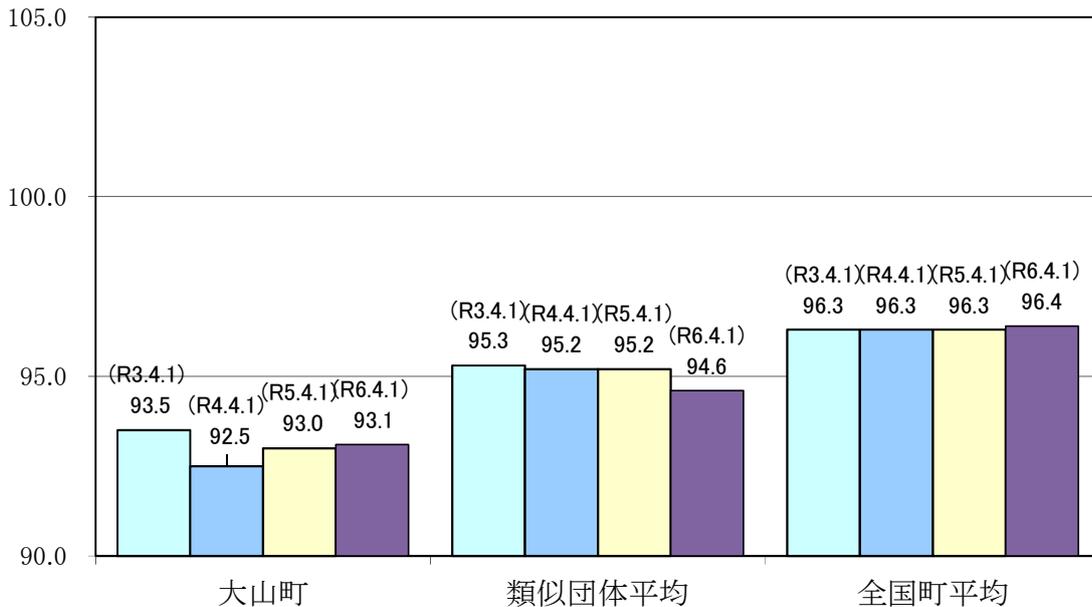
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
5	15,048	11,744,661	424,087	2,231,241	19.0	18.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 町村類型(IV-0)平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
5	184	684,092	92,762	266,565	1,043,419	5,671	5,629

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【実施】・ 未実施】

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。（平成27年4月1日）

②地域手当の見直し

国と同様（国基準における支給割合0%、大山町の支給割合0%）

③その他の見直し内容

単身赴任手当について国と同様に改定した（平成28年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大山町	41.9 歳	312,800 円	350,554 円	336,061 円
鳥取県	42.9 歳	319,722 円	389,139 円	345,741 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	307,516 円	354,427 円	331,167 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大山町	51.9 歳	7 人	325,600 円	350,554 円	336,061 円	—	—	—	—
うち清掃員	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円	廃棄物処理 業従業員	47.7 歳	314,900 円	*
うち運転手	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
うちその他	52.4 歳	5 人	325,600 円	340,620 円	332,920 円	調理士	46.3 歳	238,100 円	1.43
鳥取県	55.0 歳	73 人	319,443 円	345,727 円	329,519 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.3 歳	6 人	260,928 円	284,124 円	270,524 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大山町	—	—	—
うち清掃員	* 円	4,376,300 円	*
うち運転手	* 円	—	*
うちその他	5,658,620 円	3,297,300 円	1.72

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、職務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注)1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同ベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」括弧書きは、給与給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。
4 個人情報の観点から、対象となる職員が少人数のため「(*)」とする

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区分	大山町	鳥取県	国	
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	162,100 円	166,600 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（6年4月1日現在）

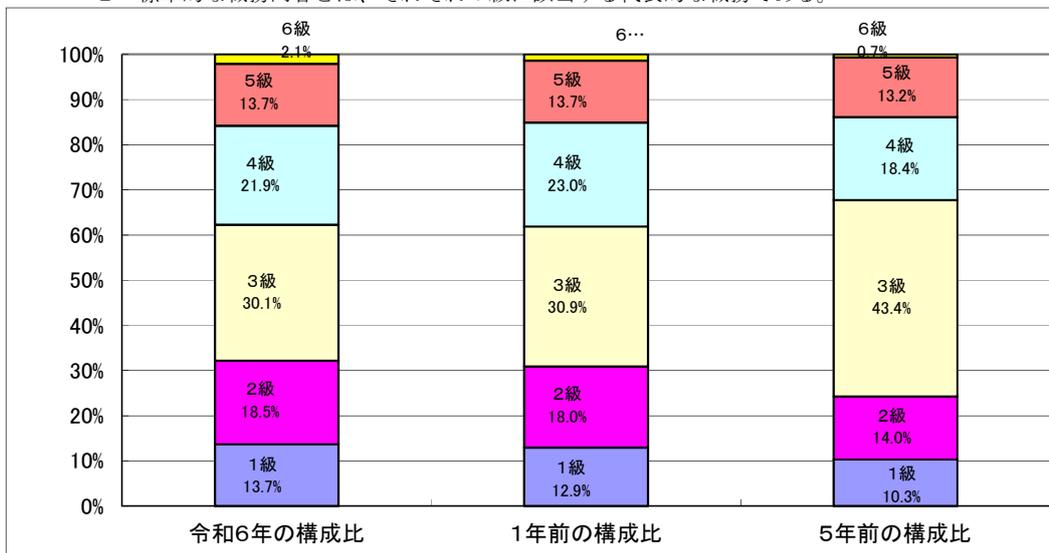
区分	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	
一般行政職	大学卒	259,100 円	285,800 円	338,000 円	362,200 円
	高校卒	248,000 円	0 円	318,200 円	355,100 円
技能労務職	高校卒	0 円	0 円	0 円	325,600 円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、保育士、保健師、管理栄養士及び司書の職務	20 人	12.7 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主任、主任技師、主任保育士、主任保健師、主任管理栄養士及び主任司書	27 人	18.5 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主幹、主幹技師、主幹保健師、主幹保育士、主幹管理栄養士及び主幹司書の職務	44 人	30.1 %	240,900 円	351,000 円
4 級	課長補佐、室長、局長補佐、所長補佐、館長及びセンター長の職務	32 人	21.9 %	271,600 円	382,000 円
5 級	会計管理者、課長、次長、事務局長、所長及び参事の職務	20 人	13.7 %	295,400 円	394,000 円
6 級	高度の知識及び経験を必要とする業務に従事する会計管理者、課長、次長及び事務局長の職務	3 人	2.1 %	323,100 円	411,300 円

- (注) 1 大山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	大山町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大山町	鳥取県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,467 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,522 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.75 月分 (2.45)月分 (1.750)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	大山町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用	○	○		
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

大山町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	5,301 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)	793 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	793 円

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)			7,249 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			483,262 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)			7.2 %	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴税手当	徴税事務に従事する職員	徴税業務(1日4時間以上)	千円	日額 500円
防疫手当	防疫作業に従事する職員	防疫作業	千円	日額 290円
往診随行手当	夜間往診に随行する診療所職員	夜間往診に随行	千円	1回 800円
行旅病人、死亡 人救護等手当	行旅病人、死亡人の取扱い に従事する職員	行旅病人、死亡人の取扱い	4 千円	1件 1,000円
犬猫等の死体 処理手当	犬猫等の死体処理作業に 従事する職員	犬、猫等の死体処理	14 千円	1体 300円
災害応急作業 等手当	派遣されて災害対応を行う職員	災害応急対策作業	16 千円	1日 710円
診療手当	医師の特殊勤務手当	医療及び公衆衛生業務に従事	3,360 千円	給料月額の200/100以内
往診手当	医師の特殊勤務手当	往診業務	3,856 千円	診療報酬点数の2分の1

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	35,958 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	259 千円
支給実績(4年度決算)	37,639 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	249 千円

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)	
扶養手当	配偶者	月額 6,500 円	同じ	-	24,139 千円	277 千円
	子	月額 10,000 円				
	上記以外の扶養親族	月額 6,500 円				
	満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子	1人につき 月額 5,000円加算				
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に 対して、家賃に応じて月額28,000円を限度に支給	同じ	-	8,687 千円	271 千円	
通勤手当	交通機関等利用者 運賃の額に応じ、月額55,000円を限度に支給 自動車等使用者 通勤距離に応じ2,000円～31,600円を支給	同じ	-	24,170 千円	131 千円	
管理職手当	管理職の職務にある職員に支給	異なる	支給額	23,670 千円	348 千円	
	課長等					35,000 円
	困難な業務を処理する課長補佐 課長補佐等					30,000 円 25,000 円
管理職特別 勤務手当	平日0～5時の勤務につき	異なる	支給額	522 千円	26 千円	
	休日6時間までの勤務につき					8,500 円
	休日6時間以上の勤務につき					12,750 円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	814,000 円	(円)	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 町 長	651,000 円		814,000 円 / 699,000 円	651,000 円 / 546,000 円		
報 酬	議 長	323,000 円	(円)	355,000 円 / 263,900 円			
	副 議 長	249,000 円		270,000 円 / 213,400 円			
	議 員	235,000 円		250,000 円 / 181,000 円			
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(5年度支給割合)		3.40 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(5年度支給割合)		3.40 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 町 長	給料額×在職年数×500/100		1,628万円	任期毎		
	備 考	給料額×在職年数×280/100		729万円	任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

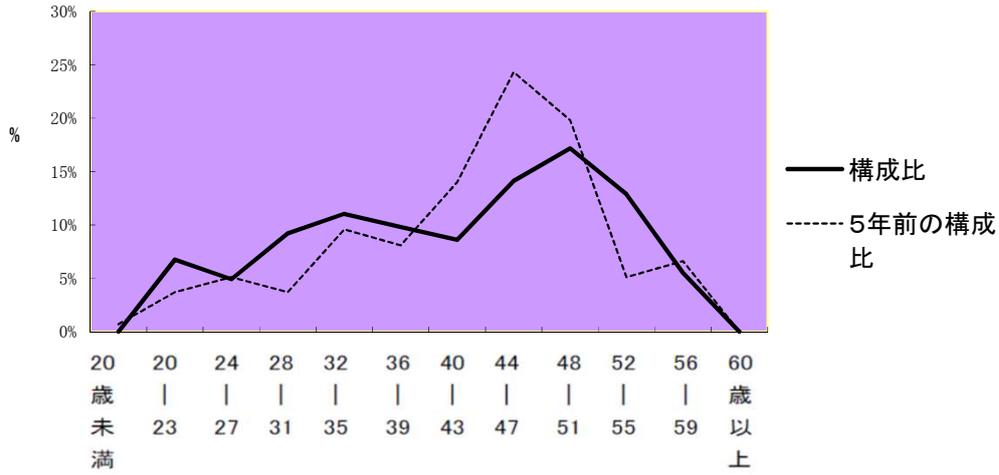
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一般行政部門	163	156	7	<参考> 人口10,000人当たり職員数 108.30 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 102.33 人)
	教育部門	29	28	1	
	小 計	192	184	8	<参考> 人口10,000人当たり職員数 127.57 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 123.96 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	6	6	0	
	水道・下水道	6	5	1	
	その他	11	12	△1	
	小 計	23	23	0	
合 計		215	207	8	
		[270]	[270]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況【一般行政職】（6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	8人	15人	18人	16人	14人	23人	28人	21人	9人	0人	163人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分 部門	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	164	164	164	162	166	156	△8(△4.9%)
教育	26	25	26	25	24	28	2(7.6%)
普通会計	190	189	190	187	190	184	△6(△3.2%)
公営企業会計	20	21	21	22	21	23	3(15%)
総合計	210	210	211	209	211	207	△3(△1.4%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。